

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により届出があった次の大規模小売店舗設置者が実施する周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項に対する市町村等の意見を同法第8条第3項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成29年8月30日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヨークベニマル古川店

大崎市古川駅東二丁目9番10号

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所

株式会社ヨークベニマル 代表取締役 真船 幸夫

福島県郡山市朝日二丁目18番2号

3 市町村の意見の概要

(1) ごみ減量及びリサイクルの促進に努められたい。また、廃棄物処理については適正に処理願う。加えて、近隣住民の迷惑にならないよう、深夜・早朝を避け、廃棄物処理を行っていただきたい。

(2) 公害等関係法令を遵守すると共に、周辺の良い生活環境を保全するよう努められたい。また、騒音・振動に係る特定施設等に該当があれば設置届け出が必要となる。

同店の閉店時間は午後11時ということであり、閉店後の駐車場が若者の溜まり場となった場合、騒音問題等が発生することが予想される。そのため、閉店後の駐車場の閉鎖など対策を講じていただきたい。

(3) 過去に殺人事件があった経緯もあるため、警備員による巡回など管理を徹底し、防犯対策に努めていただきたい。

4 地域住民等の意見の概要

(1) 同店新設予定地の隣接地には、病院及び幼稚園等が現存し、通院者や通園者等が隣接道路を利用している。特に、同店舗東側の道路は幼稚園の通園児童や病院への通院客が利用するものの、道幅が狭く通行に支障をきたすような状況であることから、安心して安全な駐車場の配置計画を検討していただきたい。

(2) 同店の閉店時間は午後11時ということであり、閉店後の駐車場が若者の溜まり場となった場合、騒音問題等が発生することが予想されるので閉店後の駐車場

の管理についても徹底した対応をしていただきたい。

(3) 廃棄物の回収時間帯は、早朝と深夜を避け、住民への騒音に対する配慮をお願いしたい。

(4) 街づくりの観点から商工会議所等が実施する事業にも積極的に参画し、地域経済の発展に寄与していただきたい。

(5) 地域貢献に配慮し、さらに、地域の商習慣にも倣った行動に努め、紛争が起きないようにしていただきたい。

5 縦覧場所

宮城県経済商工観光部商工金融課，宮城県県政情報センター，大崎地方県政情報コーナー及び大崎市役所

6 縦覧期間

平成29年8月30日から平成29年10月2日まで（ただし，閉庁日を除く。）